



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外第12号

●佐賀県教育委員会規則第三号

佐賀県社会教育委員条例施行規則等の一部を改正する規則

(佐賀県社会教育委員条例施行規則の一部改正)

第一條 佐賀県社会教育委員条例施行規則(昭和二十五年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「定例会議及び臨時会議とする」を「必要に応じて招集する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二条第二項中「臨時会議」を「会議」に改める。

第三条第二項を削る。

(佐賀県立図書館協議会条例施行規則の一部改正)

第二條 佐賀県立図書館協議会条例施行規則(昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「定例会議および臨時会議とする」を「必要に応じて招集する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

(佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則の一部改正)

第三條 佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則(昭和四十五年佐賀県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「定例会議及び臨時会議とする」を「必要に応じて招集する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

(佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則の一部改正)

第四條 佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則(昭和六十年佐賀県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「定例会議及び臨時会議とする」を「必要に応じて招集する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

(佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則の一部改正)

佐賀県社会教育委員条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

第一条第一項中「定例会議及び臨時会議とする」を「必要に応じて招集する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則の一部改正)

第六条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則（平成十六年佐賀県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「定例会議及び臨時会議とする」を「必要に応じて招集する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県教職員結核性疾患者取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第四号

佐賀県教職員結核性疾患者取扱規則の一部を改正する規則

佐賀県教職員結核性疾患者取扱規則（昭和二十五年佐賀県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「医師とは」を「医師とは、」に、「国立」を「独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院」に改め、「学校保健技師」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

●佐賀県教育委員会規則第五号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「体育保健課」を「体育保健課」に改める。

第三条の総務課の分掌事務の第二号中「教育費予算原案の編成及び教育」「学校」に改め、同課の分掌事務中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同条の教職員課の分掌事務に次のように加える。

七 教育関係職員健康診断審査委員会に関すること

第三条の体育保健課の分掌事務中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同条の体育保健課の分掌事務の次に次のように加える。

全国高校総体推進室

一 全国高等学校総合体育大会の開催に関すること

第五条の二中「体育保健課に全国高校総体推進室を」を削り、同条第二項中「室の」を「前項の室の」に改める。

第七条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項から前項までの規定は、全国高校総体推進室について準用する。この場合において、「課」とあるのは「全国高校総体推進室」と、「課長」とあるのは「室長」と、「副課長」とあるのは「副室長」と読み替えるものとする。

第七条の三第一項中「室に」を「第五条の二第一項の室（以下この条及び次

条において単に「室」という。)に」に改める。

第十条の表中「体育保健課」を「体育保健課

全国高校総体推進室」に改める。

第十二条の二第二項中「教育庁の」を「予算原案の編成、職員の任免その他人事に関することなど教育庁の」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

●佐賀県教育委員会規則第六号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則(昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

(職員宿舎の入退居の承認)

第六条の二 校長は、当該校長が管理する職員宿舎の入退居の承認について専決することができる。

第三章の章名を次のように改める

第三章 学校運営、職員及び組織

第七条の次に次の二条を加える。

(学校評価)

第七条の二 校長は、学校の教育水準の向上を図り、当該学校の目的を実現するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第七条の三 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

●佐賀県教育委員会規則第七号

学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第一条 学校以外の教育機関の職員の職の設置等に関する規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表の事務員の項中「用務員、業務員」を「業務技術員」に改め、同表の技術員の項中「運転技術員」を「運転技術員、行政技術員」に改める。

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表中	上欄(職員)	下欄(職)
-----	--------	-------

を

上欄（職員）	下欄（職）
指導主事	主幹、指導主事

に改め、事務員の項中「用務員、業務員、行政技術員」を「運転技術員」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

ハ 図書館資料の排架に関すること。

●佐賀県教育委員会規則第八号

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「総務課」を「企画課」に、「普及課」を「利用サービス課」に改める。

第三条の総務課の分掌事務中リをヨとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 図書館が行う読書普及活動の推進及び他の公共図書館等が行う読書普及活動の支援に関すること。

ル 公共図書館協議会に係る企画調整に関すること。

ヲ 図書館資料の相互貸借に関すること。

ワ 貸出文庫に関すること。

カ 図書館職員等の研修に関すること。

第三条の総務課の分掌事務中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同課の分掌事務にイとして次のように加える。

イ 図書館運営の企画調整に関すること。

第三条の総務課の課名を次のように改める。

企 画 課

第三条の資料課の分掌事務の中「、閲覧及び研究」を「及び整理」に改め、同課の分掌事務のリ中「読書」を「古文書」に、「及び提供」を、「提供及び閲覧」に改め、「（古文書、郷土資料及び行政資料に係るものに限る。）」を削り、同條の普及課の分掌事務のロを削り、同課の分掌事務のハ中「（資料課の所掌事務に係るもの除く。）」を削り、同課の分掌事務中ハをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 図書館資料の排架に関すること。

第三条の普及課の分掌事務中亦及びヘを削り、トを亦とし、チをヘとし、同課の課名を次のように改める。

利用サービス課

第六条第三項中「総務課長」を「企画課長」に改める。

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県文化財保護指導委員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第九号

佐賀県文化財保護指導委員設置規則の一部を改正する規則

佐賀県文化財保護指導委員設置規則（昭和五十一年佐賀県教育委員会規則第

六号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第一百五条の二」を「第一百九十二条」に改める。

様式の(裏)中「文化財課」を「文化課」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、様式の(裏)の改正規定は、公布の日から施行する。

非常災害又は特別な事情による佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

●佐賀県教育委員会規則第十号

非常災害又は特別な事情による佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則

非常災害又は特別な事情による佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則
(昭和五十一年佐賀県教育委員会規則第十号) の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

- 2 校長は前項の規定にかかわらず、授業料の減免の決定に関して専決することができる。
第七条に次の一項を加える。

- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

様式第一号中

通学距離	km
km	km

を

乗降場所	km
km	km

に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

家庭状況調書						
世帯	生徒との続柄	氏名	年齢	職業	健康状況	備考 (会社名・給食費等)
本人と生計を同じくする者						
へ本別の人の援の世助世帶者帶で						
住宅の状況	1.自家					
	2.借家(間)	賃借料	：	月額	円	
収入区分	収入の有無		該当者(生徒との続柄)			
給与収入	有	・	無	人	例：父、母、祖父、祖母	
自営収入	有	・	無	人		
農業収入	有	・	無	人	(作物：)	
漁業収入	有	・	無	人	(海産物の種類：)	
児童扶養手当	有	・	無	人		
各種年金	有	・	無	人	(種類：)	
雇用保険	有	・	無	人		
その他の収入	有	・	無	人	(種類：)	

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十一号

佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則の一部を改正する規

則

佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則（昭和五十四年佐賀県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次に掲げる者につき」を「六名以内とし、次に掲げる者のうちから」に改め、同項各号を次のように改める。

一 医師

二 関係教育庁職員

第三条第二項中「次に掲げる者につき」を「五名以内とし、次に掲げる者のうちから」に改め、同項各号を次のように改める。

一 医師

二 関係教育庁職員

第六条中「体育保健課」を「教職員課」に改める。
附 則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第十二号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成二年佐賀県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「又は免許法別表第二の第二欄」を「免許法別表第二の第二欄又は免許法別表第二の第二欄」に改め、同項第五号中「又は免

許法別表第二の第三欄」を「免許法別表第二の第三欄又は免許法別表第二の第三欄」に改める。

第四条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 免許法別表第六の二による場合 同表の第二欄に定める免許状の写し、

同表の第三欄に定める実務成績証明書、同表の第四欄に定める単位を修得したことを証明する書類及び管理栄養士免許又は栄養士免許の写し

第十六条に次の二項を加える。

6 免許法別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状の授与を受けよう

とする者で免許法別表第三の備考の第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、別表第六のとおりとする。

第十六条の二第一項中「別表第一から別表第五まで」を「別表第一から別表第六まで」に、「別表第六」を「別表第七」に、「別表第七」を「別表第八」に、「別表第八」を「別表第九」に改め、同条第三項中「別表第六第二号」を「別表第七第二号」に、「別表第八第二号」を「別表第九第二号」に改め、同条第四項中「別表第九」を「別表第十」に改める。

別表第十を別表第十一とし、別表第九を別表第十とする。

別表第八に次の二表を加え、別表第八を別表第九とする。

六 栄養教諭に係る教職に関する科目の単位の修得方法

最低修得単位数	教職に関する科目	
	第一欄 教育の基礎理論 に関する科目	第二欄 教育課程に関する科目
三	一	一
四	一	二
五	二	三
六	二	四

別表第七を別表第八とし、別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次の一表を加える。

文化財保護法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。
平成十七年三月三十一日

「」の規則は、公布の日から施行する。

免許法別表	免許法別表
1、2、3、4、 5、6、7、8	1、2、2-2 3、4、5、6 6-2、7、8
」	」

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

●佐賀県教育委員会規則第十三号

文化財保護法施行細則の一部を改正する規則
文化財保護法施行細則（平成十二年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を
次のように改正する。

第一条中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。
第二条中「第五十七条の二第一項」を「第九十三条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十一条第一項」に改める。

第四条中「第五十七条の二第一項」を「第九十四条第一項」に改める。

第五条中「第五十七条の五第一項」を「第九十六条第一項」に改める。

第六条中「第五十七条の六第一項」を「第九十七条第一項」に改める。
様式第一号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

様式第一号中「57条の2第1項・57条の3第1項」を「第93条第1項・第94条第1項」に改める。

様式第11号「57条の5第1項・57条の6第1項」や「第96条第1項・第97条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を以下と公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県教育委員会規則第十四号

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
佐賀県育英資金貸与条例施行規則(平成十四年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「進学届(様式第11号)又は在学届」を「進学・在学届(様式第11号)」に改める。

様式第11号「進学届」や「進学・在学届」に、「
下記のとおり進学しましたので、届け出ます。なお、私が貸与を受
ける育英資金は、下記の銀行口座に振り込んでください。
」を

「下記のとおり進学・在学しています。

なお、私が貸与を受ける育英資金は、下記の銀行口座に振り込んで
ください。

同様式の注中の「やる」、「ある」、「れる」、「る」前に次のよひに加
べる。

1 進学・在学のうち、該当するものを○で囲んでください。
様式第11号中の1中

※ 年賦・半年賦	※ 年賦・半年賦・月賦
年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで

返還期日	返還期間
毎年 月 日	毎年 月

※ 年賦・半年賦	※ 年賦・半年賦・月賦
年 賦・半 年 賦 の 返還月	年 賦・半 年 賦 の 返還月

返還期間	場合の返還月
毎年 月 日	毎年 月

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

教育庁専決規程（平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

教育事務所

同条第二項中「室長が専決できる」を「教育企画室長及び人権・同和教育室長が専決できる」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

第二条第三号中「課長」を「課及び全国高校総体推進室長」に改め、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 副課長 組織規則第一条に規定する課の副課長及び全国高校総体推進室副室長をいう。

第四条中第二号から第十一号までを削り、第十二号を第二号とし、第十三から第十八号までを十号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、第二十号を第九号とし、第二十一号から第二十五号までを十一号ずつ繰り上げ、第二十六号を削り、第二十七号を第十五号とし、第二十八号を削り、第二十九号を第十六号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 佐賀県育英資金の貸付けに関すること。

十八 市町村立学校の学級編制の同意に関すること。

第五条に次の二号を加える。

二十九 職員宿舎の入居を承認すること（県立学校長が専決することができます）。

第八条第十六号を削る。

第九条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第十条中「室長及び」を「教育企画室長及び人権・同和教育室長並びに」に改める。

第十六条第一項中「室に」を「教育企画室及び人権・同和教育室に」に改め、